

別表第2(第19条関係)

理事長の権限と理事の専決事項

事項	根拠条件(規程)	理事長	理事(事務局長)
1 予算責任者の代理者の指定	会計規程第9条		○
2 財務及び会計の事務統括	会計規程第5条	○	
3 予算編成方針の策定	会計規程第10条	○	
4 予算の決定	会計規程第10条	○	
5 予算の配分	会計規程第11条	○	
6 予算の補正	会計規程第13条	○	
7 予算の繰越	会計規程第14条	○	
8 契約の締結	会計規程第51条	○	
9 契約事務の委任	会計規程第51条	○	
10 会計責任者の代理者の指定	会計規程第22条		○
11 取引金融機関の承認	会計規程第25条	○	
12 取引の開始、終了	会計規程第25条		○
13 債権放棄の承認	会計規程第31条	○	
14 資金管理方針の作成	会計規程第41条	○	
15 短期借入れ	会計規程第42条	○	
16 資金の貸付及び債務保証の承認	会計規程第43条	○	
17 資産管理責任者の代理者の指定	会計規程第46条		○
18 財務諸表等の理事長への提出	会計規程第16条		○
19 弁償責任の有無の決定等	会計規程第61条	○	
20 会計規程の改廃	会計規程第62条	○	

注) 事項欄に記載のない案件の場合、類推できるものについては専決できるものとする。

別表第2(第19条関係)

会計業務に関する職員の専決事項

収入関係

事項	理事長	事務局長(予算責任者・会計責任者)	経営企画課長、富山キャンパス事務部管理課長
収入の契約・徴収/債権の計上 ※契約名義は理事長	金額にかかわらず ※ 授業料等の減免	金額にかかわらず ※ 交付金・補助金に係るもの	※ 左記以外のもの
現金、不動産の寄附の受納	金額にかかわらず		
動産の寄附の受納	金額にかかわらず		
科研費購入物件の寄附受納			金額にかかわらず
債権の放棄	金額にかかわらず		

※ 富山キャンパス事務部管理課長は、富山キャンパスに関する事項について専決するものとする。

支出関係

支払は、金額にかかわらず決裁者は出納責任者とする。

区分			契約決議関係				備考
			理事長	会計責任者	経営企画課長、富山キャンパス事務部管理課長	事業担当課長	
人事給与・旅費・公課費等関係	人件費・法定福利費・各種手当	支出決議 (債務計上)			金額にかかわらず		
	旅費 (学会等負担金含む)	旅行命令伺				金額にかかわらず	
		復命				金額にかかわらず	
	※ 役員・教員の旅費については別に定める。	支出決議 (債務計上)			金額にかかわらず		
	謝金・交際費	購入依頼				金額にかかわらず	
		契約決議			金額にかかわらず		
		検収・支出決議 (債務計上)			金額にかかわらず		
財産関係	土地、建物、建物付属設備、その他有形固定資産	購入依頼	1 億 5,000 万円以上	1 億円以上 1 億 5,000 万円未満		1 億円未満	
		契約決議	1 億 5,000 万円以上	1 億円以上 1 億 5,000 万円未満	1 億円未満		
		検収・支出決議 (債務計上)			金額にかかわらず	金額にかかわらず	
	特許権、借地権、商標権、実用新案権、意匠権、著作権、電話加入権、電話通信施設利用権、電気ガス供給施設利用権、水道施設利用権、その他	購入依頼	1 億円以上	5,000 万円以上 1 億円未満	5,000 万円未満	5,000 万円未満	
		契約決議	1 億円以上	5,000 万円以上 1 億円未満			
		検収・支出決議 (債務計上)			金額にかかわらず		
物品関係	1 件 100 万円以上の資産の購入にかかるもの	購入依頼	2,700 万円以上 [1,000 万円以上]	1,000 万円以上 2,700 万円未満 [500 万円以上 1,000 万円未満]	1,000 万円未満 [500 万円未満]		
		契約決議		1,000 万円以上 [500 万円以上]	1,000 万円未満 [500 万円未満]		□ 内は随意契約
		検収・支出決議 (債務計上)			金額にかかわらず		
	1 件 100 万円未満の次の経費の支出 少額資産、消耗品費、印刷製本費、車両燃料費、修繕費(軽微なもの)、電気料、上下水道料、ガス料、重油料、その他光熱費、雑費(図書資料費)損害保険料、広告宣伝費、電話料、郵便料、宅配便料、専用回線使用料(ネット)、その他通信運搬費、行事費、会議費支払手数料等役務関係 ※表中に別に定めのあるものは除く	購入依頼				金額にかかわらず	各課執行・教員発注
		契約決議				金額にかかわらず	各課執行・教員発注
		検収・支出決議 (債務計上)				金額にかかわらず	

委託関係	工事に係るもの	委託伺			5,000万円以上	5,000万未満		
		契約決議			5,000万円以上	5,000万未満		
		検収・支出決議 (債務計上)				金額にかかわらず		
	庁舎の維持管理に係るもの ※重要な新規事業に係る調査、設計等の委託及び重要な大学施設の管理の委託 (新規又は重要な変更に係るものに限る。)にあつては、金額にかかわらず。	委託伺	※	2,000万円以上			2,000万円未満	
		契約決議	※	2,000万円以上	2,000万円未満			
		検収・支出決議 (債務計上)				金額にかかわらず		
	機械器具類等の保守管理に係るもの	委託伺		2,000万円以上			2,000万円未満	
		契約決議		2,000万円以上	2,000万円未満			
		検収・支出決議 (債務計上)				金額にかかわらず		
	その他 ※重要な新規事業に係る調査、設計等の委託及び重要な大学施設の管理の委託 (新規又は重要な変更に係るものに限る。)にあつては、金額にかかわらず。	委託伺	※	2,000万円以上			2,000万円未満	
		契約決議	※	2,000万円以上	2,000万円未満			
		検収・支出決議 (債務計上)				金額にかかわらず		
賃貸料	土地賃借料、建物賃借料、電子計算機賃貸料、車両賃貸料、その他賃貸料に係るもの	購入依頼				金額にかかわらず		
		契約決議				金額にかかわらず		
		検収・支出決議 (債務計上)				金額にかかわらず		
工事請負関係	購入依頼	5億円以上 〔2億円以上〕	3億円以上5億円未満 〔5,000万円以上2億円未満〕			3億円未満 〔5,000万円未満〕	〔 〕内は建築等営繕 工事に係るもの。	
	契約決議	5億円以上 〔2億円以上〕	3億円以上5億円未満 〔5,000万円以上2億円未満〕	3億円未満 〔5,000万円未満〕				
	検収・支出決議 (債務計上)				金額にかかわらず			
公租公課関係	支出決議 (債務計上)				金額にかかわらず			

※ 異例、又は重要な案件の場合は、金額にかかわらず理事長の決裁を得ること。

※ 富山キャンパス事務部管理課長は、富山キャンパスに関する事項について専決するものとする。

※ 表中に記載のない案件のうち、類推できるものについては専決できるものとする。

コメントの追加 [DD1]:

その他

事項		理事長	事務局長（予算責任者・会計責任者）	経営企画課長
予算科目の流用承認		別に定める区分1に係るもの	別に定める区分2に係るもの	別に定める区分3及び4に係るもの
資金繰計画作成			○	
資金管理	不動産の取得、処分	○		
	動産の処分	○ ※ 簿価 50 万円以上、且つ取得に際し県からの資金が含まれているもの	○ ※ 左記以外のもの	
	少額備品の処分	○ ※ 簿価 50 万円以上、且つ取得に際し県からの資金が含まれているもの	○ ※ 左記以外のもの	
決算案の承認	月次決算		○	
	年次決算、財務諸表	○		